



お知らせ

information

お知らせの見方

申 申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ
〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

☐電話番号案内 (市外局番022)

仙台市総合コールセンター ☎398-4894

- 仙台市役所 ☎261-1111(代)
- 青葉区役所 ☎225-7211(代)
- 宮城野区役所 ☎291-2111(代)
- 若林区役所 ☎282-1111(代)
- 太白区役所 ☎247-1111(代)
- 泉区役所 ☎372-3111(代)
- 宮城総合支所 ☎392-2111(代)
- 秋保総合支所 ☎399-2111(代)

☐仙台市ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/>

☐仙台市広報課Facebook

<https://www.facebook.com/sendaipr/>

☐注意事項

- 催しは、5月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみに届きます

☐申込時の必要事項

右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

- 申し込み内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

市議会第2回定例会は5月25日に開会予定です

本会議の模様を市役所本庁舎1階市民のへや、区役所・総合支所でモニター中継します。

また、市議会ホームページでは会期日程の詳細を掲載するほか、インターネットライブ中継を実施しています。平成31年第1回定例会以降の本会議、予算・決算等審査特別委員会のインターネット録画中継も行っています。

なお、今回が現議事堂で行われる最後の定例会となります。問 議会事務局調査課 ☎214・6169

議会機能の仮移転を行います

市役所本庁舎建て替えに伴い、議会棟と本庁舎低層棟等の解体を行うため、6月下旬から7月中旬にかけて議会機能を本庁舎7・8階に仮移転します。また、9月以降、本庁舎の出入り口や来庁者の駐車場所の変更、一部機能の移転等を行う予定です。詳しくは市議会ホームページや市ホームページをご覧ください。

問 議会機能の仮移転 議会事務局庶務課 ☎214・6164 本庁舎の出入り口の変更等 庁舎管理課 ☎214・8116

新たに市の施設を津波避難施設に指定しました

次の施設が、津波警報および大津波警報の発表時に、避難できるようになりました。

施設名	住所	避難場所
高砂(東)市営住宅	宮城野区福室5-23地内	2階以上の共用廊下等
中央卸売市場食肉市場管理棟	宮城野区扇町6-13-16	西棟3階の共用廊下等

問 防災計画課 ☎214・3047

市民意識調査にご協力ください

市が取り組んでいる主な施策への評価などをお伺いするため、「仙台市市民意識調査」を実施します。対象は市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばれた6千人の方です。調査票を送りますので、届いた方はご協力をお願いします。調査結果はまとまり次第市ホームページなどでお知らせします。問 政策企画課 ☎214・8475

消費生活の向上を図るための活動を支援します

市民団体が行う消費生活の安定および向上を図る事業に対し、補助金を交付します。●対象団体 市内に主たる事務所を有し、市民の消費生活の安定および向上を図るための活動

を行う団体 ●対象事業 広く市民の消費生活向上を図る事業、消費者市民社会の実現を目指す事業 ●補助額 上限30万円(事業内容により補助額を決定します) ●申請期限 5月26日(必着) ●申請方法等 詳しくは市ホームページをご覧ください

問 消費生活センター ☎268・7040

自衛隊への情報提供を望まない方の申し出を受け付けています

市では法定受託事務として、自衛官等の募集に対し協力を行的っており、対象となる方の氏名と住所を印字した宛名シールを

自衛隊に提供しています。情報提供は、法令などに基づき適切に行いますが、提供を望まない方は、申し出により自衛隊へ提供する情報から除外します。●対象 本市に住所を有する方のうち、平成17年4月2日(平成18年4月1日生まれの方)(外国籍・DV等支援措置対象の方を除く) ●申し出方法 申出書(市ホームページからダウンロード)と本人確認書類の写しを区政課に郵送または持参 ●申し出期限 5月31日(必着)

●詳しくは市ホームページをご覧ください ●お問い合わせください 問 区政課 ☎214・6125

新型コロナウイルス感染症は5類に移行します

5月8日から感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザ等と同様の分類「5類」に引き下げられます。

- 陽性患者や濃厚接触者に対する、法律に基づく外出自粛要請がなくなります
- 自己検査で陽性となった際の、陽性者登録の制度がなくなります
- 医療費(検査や治療費等)は保険診療に基づく自己負担が発生しますが、新型コロナウイルス感染症治療薬の費用等については、当面の間公費支援が継続されます

※掲載内容は4月19日現在。類型の見直しについては、随時市ホームページでお知らせします。最新情報等詳しくは市ホームページをご覧ください



問専用ダイヤル090・1666・1076 (平日9:00~17:00)